

『起業』をお考えの皆様へ

京都府後継者バンク～後継という起業のご提案～

京都府後継者
バンクとは

起業を目指す皆様に登録していただき、後継者を探している経営者と引き合わせ、事業継承の実現を支援する事業です。
京都中小企業継続支援センターが主体となり、多種多様な支援機関が結集したネットワークが事業継承・起業を支援します。



登録から
引き合わせの流れ

登録申込書を支援センター
に持参または郵送

支援センターで受付
申込者に連絡

支援センター
で面談

正式登録

後継者を探している
企業へ引き合わせ

【後継】で起業するメリット

- 顧客や仕入れ先、店舗等の経営資源を引き継ぐため、起業リスクを抑えることができます。
- 地域における知名度や経営ノウハウ「のれん」など目に見えない資産を引き継ぐことができます。
- 事業の存続を望む地域や取引先の期待に応え、地域活性化に貢献できます。

「京都府後継者バンク」
のスキーム図

起業家

登録

後継者を求める企業

相談

京都中小企業事業継続支援センター

京都府後継者バンク

ミライミーティング・個別マッチング

様々な条件・課題の調整

事業継承の実現

支援

連携

京都事業継続・
起業支援ネットワーク
(経営支援機関等)

お問合せ先：公益財団法人京都産業 21 京都中小企業事業継続支援センター TEL: 075-315-8897

日本政策金融公庫

経営改善貸付制度

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている
小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を
無担保・無保証人でご利用できる制度です。



マル経
融資

融資対象者

- ※次のすべての条件を満たしていることが必要
- ① 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)
 - ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所
 - ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所
 - ④ 所得税・法人税・事業税・町府民税のすべて完納している事業所
 - ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所

資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	2,000万円	
保証人・担保	無担保・無保証人	
ご返済期間	10年以内(据置期間:2年以内)	7年以内(据置期間:1年以内)
年 利 率	1.21% (令和元年9月2日現在)	

日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

2019年より順次、
改正法が適用されます!



NEW RULE 1 時間外労働の上限規制
月45時間
年360時間

NEW RULE 2 年次有給休暇の時季指定
毎年5日
確実取得

NEW RULE 3 同一労働 同一賃金
正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

- ☒ 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。
- ☒ 労働者を10名以上の場合、就業規則の作成、届け出が必要です。
- ☒ 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- ☒ 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- ☒ 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。



必ずチェック 最低賃金 使用者も 労働者も

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和元年10月1日から
京都府最低賃金(時間額)

909円 27円UP

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

近畿税理士会

税務相談センター開設のご案内

近畿税理士会では「近畿税理士会・税務相談センター宮津支部会場」を開設しますので、ご利用下さい。

対象者：税理士または税理士法人の関与のない一般納税者の方

場所	開催日	会場・連絡先	時間
伊根	12月11日(水) 1月15日(水)	伊根商工会 与謝郡伊根町亀島429 伊根町商工会内 TEL.(0772)32-0302	いずれも 午後1時30分 ～ 午後4時30分
宮津	9月18日(水) 10月16日(水) 11月13日(水) 12月4日(水)	宮津納税協会 宮津市鶴賀2079-1 TEL.(0772)22-4449	
野田川	10月9日(水) 11月20日(水) 12月18日(水)	野田川わーくぱる 与謝野町四辻161 TEL.(0772)42-7711	

